

国の「事業復活支援金」を受給した事業者の皆さまへ

町独自の給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症第6波および国のまん延防止等重点措置の影響等により、売上が減少し、国の事業復活支援金の支給を受けた事業者に対して、町独自の給付金（山ノ内町新型コロナウイルス対応事業者支援給付金）を、支給します。

国の事業復活支援金を受給した1事業者につき

法人 **15** 万円、個人事業者 **10** 万円

（1事業者1回限り（複数店舗を経営していても、1回のみでの支給です。））

支給要件

- ☑ 町内に事業所等を有する法人または個人事業者であること
- ☑ 国の「事業復活支援金」の給付決定を受けていること
- ☑ 農林業を主として営む法人および個人事業者でないこと
- ☑ 法人の場合、「株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、事業協同組合」のいずれかであること
- ☑ 本支援給付金受給後も、事業を継続する意思があること

申請期間

令和4年5月9日（月）～7月29日（金）まで

支援給付金の詳細はチラシ裏面と町ホームページをご覧ください。

国の「事業復活支援金」に関する問い合わせ

- 事業復活支援金相談窓口：電話：0120-789-140
- ホームページ：「事業復活支援金」で検索

「町の支援給付金」に関する問い合わせ

- 観光商工課 観光商工係：電話：0269-33-1107
- ホームページ：「山ノ内町新型コロナウイルス対応事業者支援給付金」で検索 または
<http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/kanko/corona-shienkin.html>

申請方法について

①【交付対象者となるか、確認します】

□ オモテ面に記載された支給要件を満たしていますか？

→町内に事業所等を有し、国の「事業復活支援金」の給付決定を受けていますか。

→農林業を主として営む法人および個人事業者は申請対象外です。

→法人の場合は、申請対象となる法人ですか。

②【申請にあたり、必要書類を準備します】

(1) 支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 様式第1号に記載された添付書類一式

③【町が書類を審査します】

書類審査を行い、交付を決定した時は、交付決定通知書を通知するとともに指定の口座へ支援給付金を振り込みます。状況により、振り込み後に交付決定通知書が届くこともあります。

こんなときはどうすればいいの？

①【申請書兼請求書はどこで手に入るの？】

町ホームページ（<http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/kanko/corona-shienkin.html> または『山ノ内町新型コロナウイルス対応事業者支援給付金』で検索）よりダウンロードできます。

役場観光商工課窓口でも用紙をお配りしています。

②【国の「事業復活支援金」の給付決定（振込みのお知らせ）通知の写しとは？】

事業復活支援金事務局から送られる、次の通知書（ハガキ）のことをいいます。



③【書類が準備できたら、どうやって申請すればいいの？】

●感染症拡大防止のため、原則として、必要書類は役場観光商工課あてに郵送してください。

郵送の際は封筒に、事業者支援給付金申請書在中と明記してください。

※郵送先住所：〒381-0498 山ノ内町大字平穏 3352-1 観光商工課 観光商工係あて

※切手代は自己負担です。

●書類の不足や記入ミス等がある場合、再提出を依頼することがあります。

●申請期間は、令和4年5月9日（月）から7月29日（金）（消印有効）までです。

期間終了後は一切受付を行わないので、早めに準備してください。